

議案第 68 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年板橋区条例  
第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項」を「  
第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用  
短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「  
定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書、第 4 条、第 5 条第 2 項、第 13 条第 1 項及び  
第 18 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤  
務職員」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（  
令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条  
第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、こ  
の条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第  
2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条  
例の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、勤務時間、週休日、年次有給休暇等の規定の対象となる職員を改める必要がある。